

議案第 8 3 号

岩倉市営住宅管理条例の一部改正について

岩倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例

岩倉市営住宅管理条例（平成9年岩倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「市営住宅建替事業を」を「公営住宅建替事業を」に改める。

第3条第1項中「により」を「により行い」に改める。

第4条中「次の各号」を「次」に、「係る者」を「該当する者」に改め、同条第6号中「第138条第1項」を「同法第138条第1項」に改める。

第5条第1号中「この条及び第12条において同じ」を「同じ」に改める。

第6条第1項中「市営住宅の用途の廃止」を「法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止（以下「市営住宅の用途の廃止」という。）」に改める。

第8条第1項第4号中「立ち退き」を「立退き」に改め、同条第4項中「寡婦若しくは寡夫」を「ひとり親」に改め、同条第5項中「岩倉市営住宅入居者選考委員会」を「岩倉市営住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（委員会の設置等）

第8条の2 前条第2項から第4項までに規定する入居者の選考に関し必要な審議を行うため、委員会を置く。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

第9条第1項中「前条」を「第8条」に改め、同条第2項中「新たに空き家が生じた」を「市営住宅の明渡しがあった」に改める。

第10条第1項第2号中「の規定により」を「に規定する」に改め、同条第2項中「入居の手続を前項」を「前項各号の手続を同項」に改め、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に、「第1項の」を「第1項各号の」に改め、同条第4項中「第1項又は第2項」を「第1項各号」に改める。

第13条第1項ただし書中「、その」を「その」に、「近傍同種」を「、近傍同種」に改め、同条第4項中「家賃は」を「家賃を」に改める。

第16条第1項中「明渡しの請求のあった日」を「当該明渡しの請求のあった日」に改め、同条第3項及び第4項中「住宅」を「市営住宅」に改

める。

第19条第1項中「国土交通省令」を「法施行規則第10条」に改める。

第20条第2号中「及びごみ等」を「、ごみ等」に改める。

第21条第2項中「が滅失又は」を「を滅失し、又は」に改める。

第25条第2項中「入居者の」を「当該入居者の」に改め、同条第3項中「自己」を「当該入居者」に改める。

第26条第3項中「必要があれば当該」を「必要があると認めるときは、当該」に改める。

第28条第3項中「第8条第3項」を「第8条第3項において準用する同条第2項」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「第1項」に改める。

第29条第4項中「おいては、その申出により、明渡し」を「おいて、その者から申出があったときは、同項」に改める。

第31条中「他の」を「当該収入超過者に対し、他の」に改め、「当該収入超過者に対して」を削り、「市営住宅の入居者」を「当該収入超過者」に改める。

第32条第1項中「法第44条第3項の規定による」を削る。

第33条第1項中「又は第30条第3項」及び「若しくは金銭」を削り、「第17条第2項」を「第17条第2項において準用する第15条」に、「第31条」を「第30条第3項において準用する第15条の規定による家賃及び金銭の減免若しくは徴収の猶予、第31条」に改める。

第34条の見出し中「建替事業」を「市営住宅建替事業」に改める。

第35条中「当該建替事業」を「当該市営住宅建替事業」に改める。

第37条中「法第44条第3項の規定による」を削る。

第38条第2項中「入居者の」を「当該入居者の」に改める。

第39条第3項中「当該請求を受けた者から」を削り、同条第4項中「請求の日」を「当該請求を受けた者に対して、請求の日」に改め、「当該請求を受けた者から」を削る。

第40条第1項中「市職員」を「その職員」に改め、同条第5項中「第1項から前項まで」を「前各項」に改める

附 則

この条例は、公布の日から施行する。